

第5章 推進体制

公民館振興計画を推進するため、地域住民が主体となり、地域と公民館が連携・協働し、公民館を地域における生涯学習の場として機能させる体制づくりを行います。

- (1) 公民館運営協議会※¹が、地域住民の意向を反映するため、公民館の運営方針、事業計画その他公民館の運営について協議します。
- (2) 公民館専門部※²が主体となり、公民館と連携して公民館事業を企画・立案・実施します。
- (3) 利用団体・サークルが、自主自律のもと、みんなでつくるみんなのための公民館を推進します。
- (4) 地域の公民館としての役割を果たすため、自治会、老人会などの地域団体、小中学校などの関係機関との連携・協力を図ります。

※ 1 公民館運営協議会

地域住民が主体的に公民館運営に参画するための機関として、公民館長※³、地域団体、地域学校関係者、地域の公募者により構成する組織。

※ 2 公民館専門部

地域住民で構成する組織。公民館事業の企画から実施までを担い、住民主体で進める公民館事業運営の中心的存在。

東林公民館専門部 … 「文化部」、「体育部」、「青少年部」、「広報部」

※ 3 公民館長

公民館が、地域づくり・学びの拠点としての役割を発揮できるように、地域と公民館をつなぐ役割を担う。地域住民から推薦され、公民館運営に関する助言を職務とする。

